

平成28年度立入検査の実施状況及び平成29年度立入検査の重点

平成29年3月16日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

平成28年度立入検査の実施状況

1. 本省

- 経済産業本省の平成28年度立入検査については、平成28年4月から平成29年2月までの間に、①これまで立入検査が未実施の事業者、②これまでに行政処分等を受けた事業者、③前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者、④平成27年に液化石油ガスに係る事故等が発生した事業者の中から20社(21事業所)を選定し、立入検査を実施した。

- 立入検査の結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)に係る、以下の法令違反が確認された事業者が1社あった。当該社に対し、商務流通保安審議官の文書による嚴重注意を行った。
 - 一般消費者等と液化石油ガス販売契約を締結する際に交付する書面の不備及び再交付の未実施。
 - 業務主任者がその職務について未実施である等、誠実な職務遂行ができていない。
 - 法令で定める期限内に、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が実施されていない。など

- また、以下のような液石法に係る不適切な事案が確認された事業者が4社あった。当該社に対し、ガス安全室長の文書による嚴重注意等を行った。
 - 保安業務規程の変更認可がなされる前に事業所の移転を行った。
 - 保安業務規程で定める保安業務資格者が確保されていない。
 - 一般消費者等の貯蔵設備について、技術基準に適合していないにもかかわらず適合させるようしなかった。
 - 法令で定める期限内に、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が実施されていない。
 - 法令に基づき報告された書類に誤りがあった。

- さらに、以下のような軽微な不備が、13社において確認されたため、それぞれの事業者に対し立入検査を実施した担当官による口頭注意を行った。

- ①保安業務に係る販売事業者ないし保安機関との間で取り交わす受委託契約書等の不備
 - ②保安業務規程の不備
 - ③供給設備点検及び消費設備調査等の保安業務の実施状況不備
 - ④LPガス販売事業者が一般消費者等と販売契約を締結する際の書面の記載漏れ、誤記等
 - ⑤質量販売を行った際の記録書類の記載漏れ等
 - ⑥整備すべき帳簿の誤記、不整備等
 - ⑦業務主任者の誠実な職務の実施に係る不備等
- など

2. 産業保安監督部

- 経済産業省産業保安監督部の平成28年度立入検査については、平成28年4月から12月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、99社(104事業所)の立入検査を実施した。

- その結果、5社において以下の事項の法令違反が確認されたため、それぞれの事業者に対し産業保安監督部長による行政指導(改善指示)を行った。

- ①バルク供給設備の定期点検の期間超過、定期供給設備点検時の圧力測定等の未実施
- ②液石法14条書面の再交付の未実施、及び書面に記載された消費者名と保安機関に委託した消費者名の齟齬
- ③質量販売における技術基準への適合不備及び消費設備調査の期限超過
- ④業務主任者に選任したものを他の販売所の代理者に選任していた

など

- また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官から口頭又は文書による注意を行った。

- ・供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況(13件)
- ・液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況(1件)
- ・液化石油ガス販売事業者等が備えるべき帳簿への記載事項(3件)
- ・質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況(2件)

など

平成29年度立入検査の重点

- 平成29年度立入検査においては、過去に行われた立入検査で確認された法令違反等を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
 - (1) 保安業務に係る委託契約の内容
 - (2) 供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
 - (3) 液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
 - (4) 液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
 - (5) バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
 - (6) 保安教育の実施状況
 - (7) 保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況
 - (8) 液化石油ガス機器の経年管理状況
 - (9) LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
 - (10) 質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成28年 4月21日 (木)	株式会社マルエイ	伊勢志摩 営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
2	平成28年 4月22日 (金)	ヤマサ総業株式会社	名古屋支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)第27条第1項第1号及び第2号の規定により一般消費者等に対して定期的に実施することが義務付けられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の点検調査票において、点検チェック欄への適・否の記載漏れ、漏えい試験の結果記録の記載漏れ、実施者の氏名の記載漏れ、消費者印の未受領等が多く見受けられたので、点検調査票を整備するとともに、今後実施する点検・調査については、記載漏れ等をなくすこと。 また、法令の定めによる4年の期間を超過して点検・調査が実施されているものもあったので、期限内に実施すること。
3	平成28年 5月16日 (月)	株式会社エネルギー センター鳥取	倉吉営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務規程関係 ・保安業務規程の保安業務計画書で規定した保安業務資格者について、第二種販売主任者免状等の保有者と講習受講者等の数が整合されていなかったことから、速やかに保安業務規程の変更認可申請を行い、必要な保安業務資格者の数を届け出ること。 ・事業所に備えるべき保安業務規程については、変更認可後の最新のものがかつ、保安業務計画書まで添付したものを整備しておくこと。 ○保安業務の委託契約書関係 ・液石法第28条の規定により、保安機関が液化石油ガス販売事業者と委託契約を締結する際に書面に記載して相互に交付する一般消費者等の氏名について、一部の一般消費者等の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)がないものがあった他、契約書に日付のないものがあったので、契約締結日を記載するとともに、販売事業者との間で一般消費者等の氏名を相互に取り交わすこと。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
4	平成28年 5月17日 (火)	大陽日酸株式会社	中四国支社 山陰支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保安業務規程関係 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に備えるべき保安業務規程については、変更認可後の最新のものでかつ、保安業務計画書まで添付したものを整備しておくこと。 ・保安業務計画書に誤記等があったので、速やかに変更認可申請を行い、訂正すること。 ○保安体制の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・保安業務資格者等の宿日直について規定類が整備されていなかったため、これを整備し、適切に業務を実施すること。 ○質量販売 <ul style="list-style-type: none"> ・自社で定めた質量販売の契約書面において、消費者の連絡先の記載のないものがあったので、今後質量販売を行う際には、消費者の連絡先を確認すること。 ○帳簿関係 <ul style="list-style-type: none"> ・液石法第81条の規定において、液化石油ガス販売事業者及び保安機関が帳簿として整備することが定められているもののうち、以下のものが整備されていなかったため、これらを記載し、帳簿を整備すること。 ▶液石法第14条第1項の書面交付を行った際の書面の内容のうち、委託先保安機関の名称、住所及び連絡方法 ▶周知を行った際の、周知の内容
5	平成28年 5月19日 (木) 及び 5月20日 (金)	全国農業協同組合 連合会	滋賀県本部 東部ガス販売所 及び 滋賀県本部 野洲燃料セン ター	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県本部東部ガス販売所 <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵施設における警戒標の表示については、外部の者が明瞭に識別できるように補修すること。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
6	平成28年 6月16日 (木) 及び 7月11日 (月)	東洋テック株式会社	—	文書による 行政指導あり	ガス安全室長の 文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、7月22日付けで、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。併せて、担当官からの口頭注意も行った。 I. 文書による嚴重注意 ○液石法に係る以下の不適切な事案を事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、嚴重に注意する。今後、東洋テック株式会社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、当該事案に対する速やかな原状回復を図るとともに、事案が生じた原因の究明、再発防止策の策定を行い、報告すること。 ・保安業務規程の変更認可がなされる前に事業所の移転を行い、保安業務を実施していた。 ・認可された保安業務規程で定める保安業務資格者が、事業所において確保されていなかった。 ・保安機関として備えるべき帳簿について、液石法施行規則の規定で定める期間、保存されていなかった。 II. 口頭注意 保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。 ・保安業務を受託する販売事業者との委託契約書について、液石法に基づかない契約書ないし3者による委託契約書が取り交わされているなど内容に不適切なところが見受けられる。 ・保安業務規程において従業者に実施すると規定されている保安教育が、計画どおりに実施できる状況ではない。 ・保安業務の実施状況を委託元の販売事業者へ報告する際の責任の所在が不明確である。
7	平成28年 6月21日 (火)	イワタニ長野株式会社	駒ヶ根出張所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・質量販売における点検・調査の記録表に適切な記録がなされていなかったことから、適切に記録を行うこと。 ・緊急時対応における責任分担が明確でなかったため、業務を実施する時間を予め定めた上で保安業務を受託すること。
8	平成28年 6月22日 (水)	岡谷酸素株式会社	諏訪南営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書について、液石法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け20140901 商局第3号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約書の内容とすること。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
9	平成28年 7月27日 (水)	ジクシス株式会社	石岡研修所	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>液化石油ガス設備士指定養成施設を指定した際(平成27年12月10日付け 20151030商第38号)に付した条件、及び、自社で定めた「液化石油ガス設備士講習及び修了試験実施要領」に鑑み、次の事項が確認されたことから、改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○書類等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習カリキュラムには、講習科目毎に時間と講師名を適切に記載し、記録として保存すること。 ・講習受講者出席簿には、実際に講習が行われた時間のみ出欠管理を行うほか、実際の講習時間と整合を取るよう適切に管理すること。 ・講習修了証は、自社で定めた「液化石油ガス設備士講習及び修了試験実施要綱」に基づき適切に交付すること。 <p>○修了試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能試験は、配管理論等全ての講習が修了した後に実施すること。 ・技能試験の採点表の様式は、合否判定基準の項目と整合を取ること。 ・採点方法について、高圧ガス保安協会の合否判定基準に基づき適切に行うこと。
10	平成28年 8月5日 (金)	大陽日酸ガス& ウェルディング 株式会社	徳島支店	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
11	平成28年 8月26日 (金)	岩谷マルキガス 株式会社	テレセーフ センター 東日本	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○保安業務の委託契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス販売事業者との保安業務委託契約書について、液石法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がないものが一部確認されたことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け20140901商局第3号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ内容として、契約書を整備すること。 <p>○帳簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液石法第81条第1項の規定により事業所において整備し、保存する帳簿について、電磁的方法により記録したものを保存していたが、同法施行規則第131条第2項に規定する記載事項が別々に記録・保存されていたので、帳簿として整備し保存する方法を見直すこと。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
12	平成28年 10月25日 (火)	レモンガス株式会社	伊東支店	指摘あり	ガス安全室長の文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、11月16日付け、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。併せて、担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>I. 文書による嚴重注意</p> <p>○次の事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、レモンガス株式会社に対し、嚴重に注意します。</p> <p>また、レモンガス株式会社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、これらの事案が生じた原因を明らかにし、所用の措置を速やかに講ずるとともに、本件に係る再発防止策の策定を行い報告することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 液石法施行規則第132条に基づき提出する、保安業務実施状況報告について、適切な内容の報告がなされていないかった。 2. 液石法第28条の規定により、液化石油ガス販売事業者と保安機関との間で保安業務の委託契約を締結する際に、相互に交付する事項のうち法人の代表者の氏名等が漏れていた。 3. 液石法第27条第1項第1号及び第2号の規定により、一般消費者等に対して定期的を実施することが義務付けられている、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が法令の定めによる4年に1回以上実施されていないかった。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
12	平成28年 10月25日 (火)	レモンガス株式会社	伊東支店	指摘あり	ガス安全室長の文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	<p>Ⅱ. 口頭注意 保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。</p> <p>○保安機関の手続き関係 ・保安業務規程については、変更認可の都度、保安業務計画書まで含んだ最新の保安業務規程を事業所に備えておくこと。</p> <p>○保安業務の委託契約関係 ・バルク供給に係る一般消費者等の保安業務(供給開始時点検・調査)については、他の支店に業務委託しているにもかかわらず、販売所等変更届出が提出されておらず、また、保安業務実施状況報告の届出においても誤った記載であったので、是正すること。</p> <p>○保安業務の実施関係 ・保安業務規程上、バルク供給に係る一般消費者等の供給開始時点検・調査については、充てん作業講習の課程を修了した者が実施する規定となっているにもかかわらず、他の者が実施していたので、保安業務規程の適正な運用を行うこと。 ・点検を実施した結果を、委託元の販売事業者に報告する書類に、保安機関としての事業所名や所在地等が記載されていないものや、点検を行った保安業務資格者の捺印箇所印が押されていないので、適正な報告様式を定めて報告を行うとともに、記載漏れをなくし、保安業務規程に規定したとおりの運用を行うこと。 ・定期供給設備点検し定期消費設備調査について、法令で定める期限内に実施出来ていないものが多く、消費者の不在処理についてもルールが規定されていないなど不備な点が多いので、定期点検・調査の計画の立案から一般消費者等への実施通知の方法や訪問曜日や日時等に関する社内規定を整備し、消費者の不在処理の取扱いも勘案した上で、法令に定める期限内に実施するようにすること。</p> <p>○保安業務資格者 ・他の支店等からの出向者に対して、社内での文書の接受から人事異動に係る連絡等の不備があり勤務状況から保安業務管理が適切でない認められるので、保安業務資格者の管理を適切に行うこと。 ・容器交換時等供給設備点検業務を行う下請けの個人事業者との契約については、伊東支店の行う業務のみを請け負い、その他の保安業務を全く行わない旨の規定や、保安業務と配送業務との内容が混在し、保安業務の委託に係る規定が不明確であるため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け20140901商局第3号)」の規定に基づき、適切な内容の契約を行うこと。</p>

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
13	平成28年 11月10日 (木)	株式会社シマキュウ	会津営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務主任者、帳簿関係 <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス販売事業者が備える帳簿について、記載すべき事項を適切に管理することのほか、業務主任者の職務として保安業務の実施結果や帳簿の記載内容について適切に監督すること。 ○保安業務の委託契約 <ul style="list-style-type: none"> ・保安業務を委託する保安機関と受委託契約を締結する際に取り交わす一般消費者等の名簿について、早急に保安機関と取り交わすこと。
14	平成28年 11月11日 (金)	ミライフ東日本 株式会社	郡山店	指摘あり	ガス安全室長の 文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、12月1日付けで、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。併せて、担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>I. 文書による嚴重注意</p> <p>○次の事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、ミライフ東日本株式会社に対し、嚴重に注意します。</p> <p>また、ミライフ東日本株式会社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、今回立入検査が実施された郡山店のみならず全ての販売所における法に係る不適切な事案の有無も併せて確認した上で、上記の事案が生じた原因を明らかにし、所要の措置を速やかに講ずるとともに、本件に係る再発防止策を策定し、報告することを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合義務 <ul style="list-style-type: none"> 液石法第16条の2の規定により、液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならないところ、技術上の基準に適合しない貯蔵設備があった。 ・業務主任者 <ul style="list-style-type: none"> 液石法第20条の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を行うこととなっているが、一部について実施されていなかった。また、選任された者での役割分担についても厳格に定められていなかった。 ・保安業務を行う義務 <ul style="list-style-type: none"> 液石法第27条第1項の規定による、点検・調査が適切に実施されておらず、また、液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合において、これに対する措置を速やかに講じる業務も適切に実施されていなかった。さらに、これらについての液石法第81条の規定による整備すべき帳簿も不完全なものであった。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
14	平成28年 11月11日 (金)	ミライフ東日本 株式会社	郡山店	指摘あり	ガス安全室長の 文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	<p>Ⅱ. 口頭注意 保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。</p> <p>○業務主任者関係 ・液石法第19条ないし第21条の規定に基づき、選任される業務主任者及びその代理者について、販売店と本社との間で、その任命に係る基準等が不明確であったので、社内規定を整備すること。</p> <p>○保安業務規程関係 ・事業所に備えるべき保安業務規程については、変更認可後の最新のものがかつ、保安業務計画書まで添付したものを整備しておくこと。</p> <p>○保安業務の委託契約 ・保安業務を委託する保安機関と受委託契約を締結する際に取り交わす一般消費者等の名簿について、契約書に記載することとなっている消費者の氏名、電話番号の記載漏れがあったので、早急にこれらに記載した名簿を保安機関と取り交わすこと。</p> <p>○保安教育 ・保安教育の計画の立案、実施又はその監督については、販売店における業務主任者の職務であるので、本社が定めたものを実施するのではなく、販売所の業務主任者が法令の規定を十分に理解した上で、計画の立案、実施又はその監督を行うこと。</p> <p>○保安業務の実施 ・他の保安機関に委託して実施した保安業務も含め、点検調査の結果確認の体制から、不備等が報告された場合の改善措置の実施方法など、販売店としての対応に係る取り決めがなく、適切な方法で実施されているとは言い難いので、対応マニュアル等を整備し、適切な対応が随時行えるようにすること。 ・定期点検・調査の計画立案から法定期限内の実施、結果確認に係る社内規定を整備するとともに、消費者が不在等の場合の処理マニュアルも併せて整備すること。 ・緊急時対応によりガス漏えいを確認し対処した場合は、速やかに都道府県に届け出ること。 ・一般消費者等からLPガスの保安の格に関する緊急時連絡を受け、対応した件数は全てカウントし、液石法施行規則第131条の規定に基づく保安業務実施状況報告として届け出ること。</p>
15	平成28年 12月1日 (木)	北陸エルピーガス 株式会社	金沢営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
16	平成28年 12月2日 (金)	イワタニ北陸 株式会社	金沢支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務主任者の職務 業務主任者は、液石法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果のうち、技術上の基準に適合しないと認められたもので、所要の措置を講じた結果について適切な方法で確認すること。 ○保安業務の委託契約関係 保安業務の委託契約について、委託に係る一般消費者等の名簿のうち、法人にあっては、その代表者の氏名まで記載し、相互に交付すること。
17	平成28年 12月20日 (火)	株式会社サイサン	八千代営業所	文書による 行政指導あり	商務流通保安 審議官の文書 による嚴重注 意	<p>液石法に係る以下の不適切な事案を確認したため、3月10日付けで、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官名で、同社に嚴重注意を行った。</p> <p>また、このような事案が発生した原因の究明及び不適合事案の速やかな改善と今後の再発防止に向けた改善策の策定並びに八千代営業所以外の全ての販売所における類似事案の有無に関する総点検を実施し、1月以内に報告することを求めた。</p> <p>さらに、八千代営業所での改善策の実施状況については、報告のあった日から1年間、四半期ごとに報告することを求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○液石法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面(以下「14条書面」という。)について、保安業務を行う保安機関の事業所名等の法令で定める記載事項に不備が認められる14条書面を交付していた。また、14条書面の記載事項に変更があった際に、変更事項について一般消費者等に14条書面の再交付をすべきところ、なされていなかった。 ○液石法第20条の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、液石法施行規則第24条に定める職務を行うところ、14条書面の作成、保安教育及び保安業務の実施、それらの監督等の一部の業務が実施されておらず、業務主任者による誠実な職務がなされていなかった。 ○液石法第27条の規定により、販売契約を締結している一般消費者等に対し定期に行うべき保安業務の一部について、その実施及び結果の確認が行われていなかった。 ○液石法第35条の規定により、認可を受けた保安業務規程に基づき事業所に配置されている保安業務資格者の兼務に係る社内規定が設けられていなかった。 ○液石法第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者及び保安機関が整備すべき帳簿について、法令で定める記載事項に不備が認められるものがあり、かつ、整備されていなかった。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
18	平成29年 1月25日 (水)	株式会社ミツウロコ	前橋店	指摘あり	ガス安全室長の文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、2月〇〇日付けで、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。併せて、担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>I. 文書による嚴重注意</p> <p>○次の事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、株式会社ミツウロコに対し、嚴重に注意します。</p> <p>また、株式会社ミツウロコにおける保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、これらの事案が生じた原因を明らかにし、所用の措置を速やかに講ずるとともに、本件に係る再発防止策の策定を行い報告することを求めます。</p> <p>1. 保安業務の体制について</p> <p>販売所における業務主任者ないし保安業務資格者の体制について、パート雇用者を含め、適切な者を適切に配置するとともに、請負契約者等についての契約内容を適切にすること。</p> <p>2. 保安業務の実施について</p> <p>保安業務を委託するものも含め、その実施について社内規程等を整備し、適切に実施すること。</p> <p>II. 口頭注意</p> <p>保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。</p> <p>○業務主任者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者の代理者に選任した者との再雇用契約において、契約書に記載された職務内容が、液石法施行規則第24条に定める職務の内容を充足するものではなかったため、適切な内容とすること。 ・業務主任者及びその代理者、保安業務資格者の勤務体制を見直し、適切かつ誠実に保安業務が実施できる体制とするとともに、勤務規程等を見直すこと。 <p>○保安業務の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器交換時供給設備点検業務の点検結果について、バルク供給の点検結果票で高圧法の適用を受けるものと液石法の適用受けるものが混在して管理されていたほか、不適合等の報告を受けて対応にあたった点検者の氏名が未記入のものや、対応記録の様式が異なるものを使用していた等が確認されたことから、適切な保安業務の管理を行うこと。 ・定期供給設備点検及び定期消費者設備調査業務の実施記録について、不在時における訪問記録等が残されていないことから、適切な記録管理を行うこと。 ・保安業務を実施した結果、不具合等があった場合の改善措置に係る対応が、自社で定めた統一基準文書に規定されていないことから、統一基準文書を改正するなどして、適切な対応が確実に実施できるよう整備すること。 ・緊急時連絡を実施するものの連絡先については、正しい連絡先を記載すること。

平成28年度立入検査等の結果について(平成28年4月～平成29年2月実施分)

1. 立入検査の結果

	検査日時	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
19	平成29年 2月14日 (火)	ENEOS グローブエナジー 株式会社	播磨支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。 ○保安業務を委託している場合も含め、業務実施において不具合等があった場合に、連絡の方法や改善措置に係る対応、処理報告や記録の管理等について、社内ルールを定めるなどして適切な対応が確実に実施できるようにすること。
20	平成29年 2月15日 (水)	高山産業株式会社	岡山支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。 ○質量販売を行う際は、自社で定めた規程に従い、適切な管理の下に行うこと。 ○液石法第18条に基づく従業員に施す保安教育については、確実に実施すること、また、業務主任者は、保安教育の立案、実施又はその監督について誠実に職務を行うこと。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)